

～手話が人と人を結ぶ～

# 川越市手話言語条例が 制定されました。



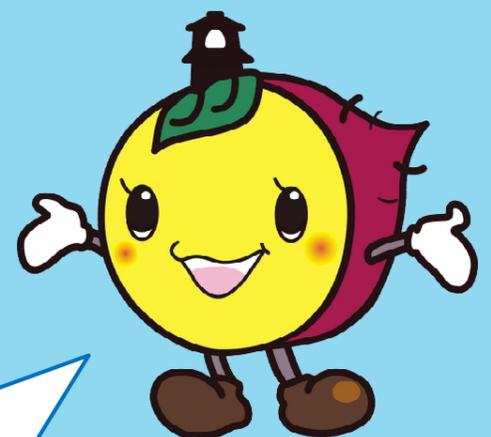
川越市マスコットキャラクター ときも

## 【基本理念】

- ①手話は、ろう者が豊かな人間性を育み、知的かつ心豊かな生活を送るために、使用している言語であり、文化的所産であることを理解します。
- ②ろう者とろう者以外の者が、相互に尊重し合い、共生していきます。
- ③ろう者が手話により意思疎通を行う権利を尊重します。

## 【市の責務】

川越市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備をするため、必要な施策を実施します。



## 【市民・事業者の役割】

市民・事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めます。  
また、事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供、ろう者が働きやすい環境の整備にも努めます。

平成 30 年 6 月 29 日施行

問い合わせ先

川越市福祉部障害者福祉課

電話：049-224-5785（直通）

FAX：049-225-3033